

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱

第1 趣旨

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を予算の範囲内で交付することについて、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下、「総合対策実施要綱」という。）
- (2) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下、「緊急円滑化対策実施要綱」という。）
- (3) 新潟県経営普及費補助金交付要綱（平成2年4月1日制定）
- (4) 新潟県における新規就農者育成総合対策の実施について（令和4年8月24日付け経普第229号新潟県農林水産部長通知）
- (4) 新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）

第2 交付要件等

- 1 市長は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。
 - (1) 総合対策実施要綱別記2第5の2（1）又は緊急円滑化対策実施要綱別記1第5の2（1）に定める要件をすべて満たすこと
 - (2) 市税に未納がないこと
 - (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 2 交付金額及び交付期間は、総合対策実施要綱別記2第5の2（2）又は緊急円滑化対策実施要綱別記1第5の2（2）の定めによる。

第3 交付対象者の手続

- 1 青年等就農計画等の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市長に承認申請する。

あわせて、経営開始資金申請追加資料（別紙様式第1号）の別添10「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、市長に提出する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、各区役所農政担当課等に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、新潟県普及指導センター等の関係機関、第4の9のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

- 2 青年等就農計画等の変更申請

1の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第2号）に、新潟市税の納税証明書及び暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙様式第15号）を添付し市長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、事業実施年度の前年度の4月以降の農業経営とする。

4 交付の中止

資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、資金の受給を中止する場合は市長に中止届（別紙様式第3号）を提出する。

5 交付の休止

（1）交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市長に休止届（別紙様式第4号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

（2）（1）の休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第5号）を提出する。

（3）交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、（2）の経営再開届と合わせて2の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第2の2の（2）に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

6 就農状況報告等

（1）就農状況報告

交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第6号の1）を市長に提出する。

また、交付期間終了後5年間（（3）の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第6号の2）を市長に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式6号の1別添7の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出する。

（2）住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第7号）を市長に提出する。

（3）就農中断報告

交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に市長に就農中断届（別紙様式第8号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第9号）を提出する。

（4）離農報告

交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第10号）を市長に提出する。

7 返還免除

（1）交付対象者は、第2の4のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第11号）を市長に提出する。

（2）その他

ア 第2の1の（14）に該当する者は、営農実施申請書（別紙様式第15号）を作成し、市長に提出する。

イ アの規定により、営農実施申請書を提出し、第4の9の（4）のアの承認を受けた者については、原則、1～7までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の2の（1）～（7）までの規定に基づき手続きを行うこととする。

第4 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付対象者は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されていることに鑑み、地域農業の振興に努めること。
- 2 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 3 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。
- 4 事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、育成総合対策実施要綱及び新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 新潟市青年就農給付金給付要綱又は新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 5 年 7 月 3 日制定）
（一部改正）

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 6 年 8 月 21 日制定）
（一部改正）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 7 年 6 月 26 日制定）
（一部改正）

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 8 年 6 月 16 日制定）
（一部改正）

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 16 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

経営開始資金申請追加資料

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所：

氏名：

(生年月日： 年 月 日) (歳)

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
なお、交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを、保証人の署名を添えて誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等	
☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み	
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている	

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	
☐ 加入している又は加入予定（ 月） ☐ 加入していない	
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	
☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない	
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展等支援事業、経営発展支援事業、世代交代・初期投資促進事業、令和４年度補正初期投資促進事業による助成金・補助金の交付	
☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない	
前年の世帯全体の所得※１	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えている場合のみ記入） 	
※本欄は市の記入欄 生活費保護の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ ☐ 有 ☐ 無） 【所見】	

7 保証人

別紙 1 「誓約書」を提出すること。

添付書類

別紙 1 : 誓約書

別添 1 : 収支計画

別添 2 : 履歴書

別添 3 : 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7 : 通帳・帳簿の写し

別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の全世帯の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 9 : 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添 10 : 「みどりチェック」チェックシート

※ 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

年 月 日

誓 約 書

甲は、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、独立・自営就農に励む事を誓約します。

なお、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止し、一部又は全部を返還することについて異議ありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

住所：

甲 氏名（自署）：

印

電話番号：

（生年月日： 年 月 日）（ 歳）

乙及び丙は甲が交付を受けた資金の上記金銭債務につき、〇〇円を限度として甲と連帯して保証すること下記の署名、捺印により相違ありません。

連帯保証人 住所：

乙 氏名（自署）：

印

電話番号：

連帯保証人 住所：

丙 氏名（自署）：

印

電話番号：

※1 連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付

※2 連帯保証人のうち、1名以上は申請者と生計を一にする者以外の者とします。

なお、農業次世代人材投資資金、就農準備資金、経営開始資金、及び新規就農促進資金の交付対象者は連帯保証人にはなれません。

収 支 計 画

既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			1 年目 (年 月 ～ 年 月)	2 年目 (年 月 ～ 年 月)	3 年目 (年 月 ～ 年 月)	4 年目 (年 月 ～ 年 月)	5 年目 (年 月 ～ 年 月)
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
経営開始資金 (円) ※							
収入計 (円) ① (資金除く)							

		経営開始				
		1 年目 (年 月 ～ 年 月)	2 年目 (年 月 ～ 年 月)	3 年目 (年 月 ～ 年 月)	4 年目 (年 月 ～ 年 月)	5 年目 (年 月 ～ 年 月)
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支 出 計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②					
-------------	--	--	--	--	--

※年間最大 150 万円。夫婦共同経営の場合は 1.5 倍の額。

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

3 学歴等

履歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

別添10

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
☐	①	みどりの食料システム戦略の理解
☐	②	関係法令の遵守
☐	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
☐	④	肥料の適正な保管
☐	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☐	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☐	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
☐	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
☐	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
☐	⑪	農薬の適正な使用・保管
☐	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
☐	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添10

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
☐	①	みどりの食料システム戦略の理解
☐	②	関係法令の遵守
☐	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
☐	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
☐	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
☐	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
☐	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守 ☐
	適正な施肥	
	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の適正な保管 ☐
☐	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める ☐
	適正な防除	
	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ☐
☐	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の適正な使用・保管 ☐
☐	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の使用状況等の記録・保存 ☐
	エネルギーの節減	
☐	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐	⑯	※特定事業場である場合（該当しない） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ☐

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

経営開始資金交付申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 3 の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額※2を記載	(ア)		円
今年の交付金額※3	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業(上限額)による助成		☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所		出張所	
	金融機関コード						
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金		口座番号			
	郵便局	記号		(当座)番号			
口座名義人		(ふりがな)氏 名					

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署が受理した確定申告書の写し等)。
- ・前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。
- ・納税証明書
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(別紙様式第 15 号)

中止届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

経営開始資金の受給を中止しますので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 4 の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休止届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

経営開始資金の受給を休止しますので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 5 の
(1) の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間※	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	実施日	実施内容
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※病気などのやむを得ない理由による休止期間は原則 1 年以内とする。なお、妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は最長 3 年の休止期間を設けることができる。

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

経営再開届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 5 の (2) の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

就農状況報告（独立・自営就農）

経営開始○年目・交付開始○年目※（○月～○月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の（1）の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農時期

年	月	日就農
---	---	-----

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合 計	

本人・家族 労働力	農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄（法人の場合は役職）	年間農業従事日数※	担当業務
				本人		
雇用労働力		(人・日※)				

※ 1 日の農業従事時間を 8 時間で換算し、報告期間半年分の実績について記入。

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作物を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有する者に限る。）の作業受託面積等、及び生産量を記載

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※ 経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は市町村の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐有 ☐無） 【所見】	

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を青年等就農計画や農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主宰の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに別紙様式第1号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるように作成すること）
- 2 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月報告の際のみ添付する。）
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1
- 5 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*2
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*3
- 7 「みどりチェック」チェックシート（申請時の別添10を利用）*4

*1 1回目の報告の際または変更が生じた場合のみ添付する。

*2 認定後最初の報告または計画に変更が生じた場合のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

*3 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

*4 原則、1月の報告の際のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

決算書
(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

			計画※ (経営開始○年目) a	実績 b	実績／計画 b／a
農 業 収 入	○○（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他 (作業受託含む)				
経営開始資金（円）					
収入計（円）①（資金を除く）					
収入計（円）②（資金を含む）					

費営経業農

			計画※ (経営開始○年目) a	実績 b	実績／計画 b／a
	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計（円）③					
【参考】設備投資（内容、金額）					
農業所得計（円）④ = ①－③					
農外所得（円）⑤		総所得（資金含む）（円） ②－③＋⑤			

※ 計画欄には、別紙様式第 1 号の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること

作業日誌（独立・自営就農）
交付終了後〇年目 （〇～〇月分）

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の（１）の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合計		

添付資料

- ・確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

住所等変更届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の (2) の規定に基づき住所等変更届を提出
します。

変更前	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ()
変更後	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ()

添付書類 (氏名、住所に変更があった場合)
・ 変更後の氏名、住所を証明する書類 (運転免許証、パスポート等の写し)

就農中断届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の (3) の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就農再開届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の (3) の規定に基づき就農再開届を提出
します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

離農届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

下記の理由により離農したので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 6 の (4) の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

返還免除申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 7 の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当： 区 課)

経営開始計画の承認（不承認）について

年 月 日付けで申請のこのことについて新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 4 の 2 の規定に基づき申請のとおり承認（不承認）します。

記

1 補助事業等の名称
経営開始資金

2 交付期間
年 月 ～ 年 月

3 その他

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
農業次世代人材投資資金(経営開始型) または経営開始資金交付の有無:
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	
b 情報収集について（研修会への参加、質問、相談の状況等）	
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	
d 地域のコミュニティ活動への参加・協力状況について	

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	
c 農業経営に関する知識の習得状況	
d スケジュール管理について	
e 経営管理について	
f 効率化・コスト低減に向けた取組	
g 経営状況（収支状況）の把握	
h 課題の把握	

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]	
[改善策]	

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	
b 農作業安全への取組状況	
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	

2 ほ場(現地)確認用 (確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

--

イ 農作物を適切に生産しているか

--

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 作業日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

--

ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条

第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第3者から	a

4 総合所見

--

(宛先) 新潟市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新潟市新規就農者経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

市は、経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、新潟県、青年農業者等育成センター、農業共済組合、新潟市農業委員会、新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、新潟北土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区、角田山ろく土地改良区、新潟県農業共済組合、農地中間管理機構、青年等就農資金等の融資機関、等
-------------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名（自書）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新規就農者経営開始資金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日（昭和・平成・令和） 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

(別記様式第 1 5 号 暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)
名簿 (役員等一覧表)

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、S～昭和、H～平成、R～令和として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	S H 11 年 1 月 1 日 R	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1 丁目 1 番 1 号
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	

- * 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。
- * 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。